

令和 7 年度地域少子化対策重点推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 令和 7 年度地域少子化対策重点推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」（平成 16 年山梨県条例第 45 号。以下「条例」という。）、「山梨県補助金等交付規則」（昭和 38 年山梨県規則第 25 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、市町村が、結婚、妊娠・出産、子育ての「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 条 知事は、令和 7 年 4 月 1 日付けこ総政第 56 号こども家庭庁長官通知の別紙「地域少子化対策重点推進交付金実施要領」（以下「実施要領」という。）の別記 1 及び別記 2 により市町村が行う事業（以下「市町村事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

3 本補助金の交付額は、次により算出した額を合算するものとする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表 1 の第 1 欄に定める市町村事業に対する補助金の交付額は、第 1 欄の事業区分ごとに、次に掲げるものを比較して少ない方の額とする。

(ア) 第 2 欄に定める基準額

(イ) 第 3 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄の補助率を乗じて得たものを合算した額

(2) 別表 2 の第 1 欄に定める市町村事業に対する補助金の交付額は、次に掲げるものを比較して少ない方の額とする。

(ア) 第 2 欄に定める基準額

(イ) 第 3 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を

控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額

(申請手続)

第4条 市町村事業において、市町村の長は、知事が定める日までに別紙様式第1による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項において、別表1の第1欄に定める市町村事業の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、「消費税法」（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に「地方税法」（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合算額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税額等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第2による補助金交付決定通知書を市町村の長に送付するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 市町村の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、別紙様式第3による申請取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 市町村の長は別表1の第1欄に定める市町村事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

2 市町村の長は別表1の第1欄に定める市町村事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、市町村事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に

付し、又は随意契約をすることができる。

(変更申請手続)

第8条 市町村の長は、交付決定後に補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(市町村事業の中止又は廃止)

第9条 市町村の長は、市町村事業を中止又は廃止する場合は、別紙様式第5による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を市町村の長に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第10条 市町村の長は、市町村事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は市町村事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第6による事業遅延報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 市町村の長は、市町村事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第7による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 市町村の長は、市町村事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第9条により市町村事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、別紙様式第8による事業実績報告書を関係書類とともに、知事に提出しなければならない。

2 市町村の長は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応

じて現地調査等を行い、その報告に係る市町村事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式第9による額の確定通知書により市町村の長に通知する。

- 2 知事は、市町村の長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 市町村の長は、前条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により別表1の第1欄に定める市町村事業の補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第10による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

（補助金の支払）

第15条 補助金は、第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 市町村の長は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第11による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 知事は、第9条第1項の市町村事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- （1）市町村の長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）市町村の長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- （3）市町村の長が、市町村事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、市町村事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する

補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(事前着手)

第17条 市町村事業は、原則として交付決定後に着手するものとするが、やむを得ない事由により、交付決定前に着手する必要がある場合には、別紙様式第12による事前着手届を事業着手前に知事に提出するものとする。

(財産の管理等)

第18条 市町村の長は、別表1の第1欄に定める市町村事業に係る補助対象経費（市町村事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、市町村事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19条 市町村の長は、取得財産等については知事が補助金の交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市町村の長は、財産処分制限期間の期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙様式第13による財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 3 取得財産等のうち規則第20条第2号の規定により、知事が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 4 前条第2項の規定は、第2項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20条 市町村の長は、市町村事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して市

町村事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 市町村の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、市町村事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して前条第1項で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、同条第2項の承認を受けた場合は、その年度までとする。

(補助金調書)

第21条 市町村の長は、当該市町村事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上額を明らかにする別紙様式第14による調書を作成し、市町村事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第22条 市町村の長は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第6条に基づく申請の取り下げ、第8条第1項に基づく変更交付の申請、第9条第1項に基づく事業の中止又は廃止の申請、第10条に基づく事業遅延の届出、第11条に基づく状況報告、第12条に基づく実績報告、第14条第1項に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第15条第2項に基づく概算払請求、第17条に基づく事前着手の届出又は第19条第2項に基づく財産処分の承認申請については電子情報処理組織を使用する方法（条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。）により行うことも可とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第23条 知事は第4条第1項の規定により行われた交付申請等に係る第5条に基づく通知、第8条第1項に基づく承認、第9条第2項に基づく承認、第10条に基づく指示、第13条第1項に基づく通知、第13条第2項に基づく返還命令、第14条第2項に基づく返還命令、第16条第2項に基づく返還命令、第18条第2項（第19条第4項において準用する場合を含む。）に基づく納付命令又は第19条第2項に基づく承認については、市町村の長が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有す

る。

(別表 1)

1 対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
実施要領の別記 1 により市町村が行う事業（令和 7 年度当初予算）※ 1	1 市町村につき、 1, 0 0 0 万円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3 / 4 ※ 2 2 / 3 ※ 3 1 / 2 ※ 4
実施要領の別記 1 により市町村が行う事業（令和 6 年度予算）※ 1	1 市町村につき、 7, 0 0 0 万円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3 / 4 ※ 2 2 / 3 ※ 3 1 / 2 ※ 4

※ 1：予算区分は、「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日付けこ総政第 5 6 号こども家庭庁長官通知）」によるこども家庭庁長官の交付決定に基づくものとする。

※ 2：実施要領別記 1 第 2 の 1（2）に該当するもの。

※ 3：実施要領別記 1 第 2 の 1（1）及び 3（2）に該当するもの。

※ 4：実施要領別記 1 第 2 の 3（1）に該当するもの。

(別表 2)

1 対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
実施要領の別記 2 第 2 の 1 により市町村が行う事業（一般コース）	(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が 29 歳以下の世帯（一世帯当たり） 3 0 万円 (2) 上記 (1) 以外の世帯（一世帯当たり） 1 5 万円 (3) 実施要領別記 2 に定める対象となる世帯イに対する補助額 (1) ～ (3) の合算額	結婚新生活支援事業の実施に必要な扶助費、補助金及び交付金	1 / 2
実施要領の別記 2 第 2 の 2 により市町村が行う事業（都道府県主導型市町村連携コース）	(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が 29 歳以下の世帯（一世帯当たり） 4 0 万円 (2) 上記 (1) 以外の世帯（一世帯当たり） 2 0 万円 (3) 実施要領別記 2 に定める対象となる世帯イに対する補助額 (1) ～ (3) の合算額	結婚新生活支援事業の実施に必要な扶助費、補助金及び交付金	2 / 3